指定野菜価格安定対策事業⑤【収入保険制度関係】



【これまでの経緯①】

平成31年1月から収入保険スタート

<主なPOINT>

- ・価格下落を補填する類似事業(野菜価格安定対策事業等)はいずれかを選択(同時利用不可)
- 指定野菜価格安定対策事業の主な変更点
 - ①年を跨ぐ対象出荷期間を年内と年明けに分割
 - ②交付予約後の交付予約数量の減少・解約の手続きの制定

令和元年8月30日:「野菜価格安定対策事業と収入保険の同時利用の防止及び発生時の対応 等のお願いについて」(農林水産省生産局園芸作物課長、経営局保険課長 通知)

<主なPOINT>

同時利用の事案が発生したため、野菜制度側、NOSAI側の役割分担を明確化

【野菜制度側】野菜制度の利用者に、野菜制度を利用していること、収入保険制度とは同時利用できないことをチラシ等により周知等

【NOSAI側】収入保険の加入申請者が野菜制度の野菜を生産している場合は、野菜制度を利用しない手続きを農協で行うことを周知するほか、加入者情報のリストを農協に提供すること等

令和元年10月18日:「野菜価格安定対策事業から収入保険への移行に係る事務処理及び令和 2年の収入保険の加入申請手続の実施並びに収入保険の仕組みの周知等について」(農林水 産省生産局園芸作物課長、経営局保険課長 通知)

<主なPOINT>

収入保険の加入申請期限については、昨年11月の変更以降、当面の間、保険期間が1月から開始する加入者の場合、保険期間が始まる前の12月末までとなっているが、野菜価格安定対策事業の利用者の収入保険の加入申請の受付は、原則として11月末までに終えることを確認

【これまでの経緯②】

令和2年6月24日:野菜価格安定対策事業と収入保険との同時利用に係る記者ブリーフィング (農林水産省経営局保険課)

<主なPOINT>

・令和3年1月以降、初めて収入保険に加入される方は、1年間に限り、収入保険と野菜価格 安定対策事業を同時利用可に変更

【多数いただいたお問い合せの例】

- (問) 同時利用した者は、翌年、収入保険に移行しなければならないのか。
- (答) そのようなことはありません。農業者の方が自由に選択できます。
- (問) 収入保険の加入者は同時利用できないのか。
- (答) 収入保険に加入経験のある者は、同時利用できません。

令和2年7月15日:野菜価格安定対策事業と収入保険との同時利用に係るパブリックコメント (農林水産省経営局保険課)

<改正の概要>

・現行では、野菜価格安定制度を利用する者については、収入保険の保険関係を成立させることができないこととなっているが、<u>令和3年1月1日以後、当分の間、収入保険の保険関係の成立について申込みをしたことがない者については、野菜価格安定制度を利用する者であっても収入保険の保険資格者に該当する旨規定する。</u>

また、<u>今回の特例措置による国費の二重助成を避けるため、収入保険の保険期間中の農業収入金額は、野菜価格安定制度により支給される交付金を対象農産物等の販売金額に含めて算定</u>する旨規定する。

【これまでの経緯③】

令和2年7月31日:「収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用の特例及びその事務処理 の円滑な実施について」(農林水産省生産局園芸作物課長、経営局保険課長 通知)

<主なPOINT>

・同時利用に伴う野菜制度側、NOSAI側の役割分担を明確化

【野菜制度側】

- ・野菜制度の利用者に、チラシ等により同時利用が可能となったことを周知
- ・NOSAIからの収入保険加入者リストのうち、同時利用の特例を「適用しない」者が野菜価格安定対策事業を利用することにならないようにするため、野菜制度を利用しない申告書の提出を促す。

【NOSAI側】

- ・収入保険の加入申請者に同時利用の特例を適用するか否かを確認。適用しない場合は、野菜制度を利用しない手続きを証明する(野菜制度を利用しない申告書)写しの提出を加入申請者に促す。
- →同時利用の特例を適用できる者が、初めて収入保険に入る者に限定されるため、NOSAI側が確認を行う。
- ・収入保険加入者リスト等の情報共有

令和2年9月1日:農林水産省経営局保険課 パブリックコメント結果公表

<ご意見への回答例>

今回の措置は、野菜価格安定制度の利用者の中に自然災害のリスクにも備えたいという声が多くある一方で、野菜価格安定制度の利用者が収入保険に新たに加入する際の野菜価格安定制度の手続等が煩雑で農業協同組合等の事務負担が重いといった声も多く聞かれた事情等を考慮した特例的な措置です。このため、既に収入保険に加入している農業者や加入したことがある農業者は、特例の対象としていないものです。

収入保険と野菜価格安定制度を同時利用してるかどうかの確認は、基本的に、収入保険の加入手続を行 う農業共済組合等が行うこととし、野菜価格安定制度の実施主体に過大な事務負担をかけないようにしま す。もし、同時利用できない加入者が同時利用していた場合、収入保険の契約を解除することが原則と なっています。

令和3年1月~:収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用のスタート

【これまでの経緯④】

令和3年10月20日:野菜価格安定対策事業と収入保険との同時利用の期間延長(1年間→2年間)に係るパブリックコメント(農林水産省経営局保険課)

<改正の概要>

- ・1年間の同時利用のみでは収入保険の加入から保険金の受け取りまでが含まれず、収入保険のメリットを感じづらいという事情が考えられることから、同条を改正し、当該者については、当該申込みにより成立する保険関係だけでなく、翌年の保険関係においても収入保険の保険資格者に該当する旨規定する。
- →同時利用できる者は、はじめて収入保険に加入する者という要件は変更なし。 令和3年1月から同時利用された方は、令和3年11月もしくは令和4年11月末までに、令和4年1月 から同時利用される方は、令和4年11月もしくは令和5年11月末までに収入保険に移行するか否かを 判断していただくこととなります。

令和3年10月22日:収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用可能期間の延長及び 収入保険の自動継続特約の導入に伴う野菜価格安定対策事業と収入保険の重複加入の発生防止 について(農林水産省農産局 園芸作物課 価格班)

<改正の概要>

〇収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用者における保険金額の算定方法の見直し

- ・収入保険の保険金額の算定時における農業収入金額の計算には、野菜の販売金額だけでなく、当該保 険期間に受領した<u>野菜価格安定対策事業の補給金を全額加算</u>することで、双方の補填の重複を排除す ることとしていました。
- ・今回の見直しで、農業収入金額に加算する野菜価格安定対策事業の補給金のうち、生産者負担分が含まれる場合にその金額を差し引くことで、生産者の自己負担分が含まれない正確な農業収入金額を基に保険金額を算定することとなります。(新たに保険金支払の対象になる場合や保険金額が増加する可能性)
- ・今回の見直しに対応するためには、これまで団体等が生産者に配付していた交付金額の明細書等において、生産者負担分に関する情報を追加する等の対応が必要となります。

野菜価格安定制度から収入保険制度への移行状況等

(令和4年1月末現在)

1. 野菜価格安定制度から収入保険への移行状況

件)

		移行件数(累計)		類 化 制 度 加 入			
		令和元年	令和 2 年	令和3年	令和 4 年 (令和 4 年 1 月末時点)	類似制度加入 件数	移行割合
野菜価格安定制度		4, 475	6, 512	8, 074	9, 446	17.0万	5. 6%
		22, 009	30, 381	43, 077	46, 715	138.8万	3.3%
農業共済	農作物共済	14, 742	20, 767	30, 190	32, 985	126.8万	2. 6%
	畑作物共済	2, 825	3, 803	5, 647	5, 944	6.5万	9.0%
	果樹共済	4, 442	5, 811	7, 240	7, 786	5.5万	14.4%
ナラシ対策		8, 096	11, 698	17, 644	19, 082	8.8万	21. 7%
いぐさ・畳表農家経営所得安定 化対策		30	40	62	67	0.04万	16.8%
加工原料乳 経営安定対策		13	31	87	107	1.3万	0.8%

(注)延べ件数

2. 野菜価格安定制度と収入保険の同時利用の状況

(令和4年1月末現在)

<u> </u>	<u> </u>
	同時利用件数
全体	5, 374
うち個人	5, 178
うち法人	196

【(1) 同時利用について】 ・ 令和3年1月から当分の間、<u>初めて収入保険に加入される方は、2年間まで</u>、収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用することができます。

- 収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定対策事業の生産者の負担金の双方を支払います。
- また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定対策事業の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。

収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用に関するQ&A(令和3年11月24日改正)農林水産省生産局園芸作物課 抜粋 (問3)収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用は、令和3年1月から1年間のみの

限定の特例かる

ことがない者が、令和3年1月からの収入保険でなく、令和4年1月からの収入保険に加入する場合も、同時利用することが可能です。 (令和3年改正により、同時利用可能な期間は2年間までとされ、令和3年から同時利用の特例を選択して

(答) 今回の特例は、令和3年1月からの当分の間の措置です。したがって、これまで収入保険に加入した

(令和3年改正により、<u>同時利用可能な期間は2年間まで</u>とされ、<u>令和3年から同時利用の特例を選択している者も対象</u>となります。同時利用の特例が措置される期間は、引続き当分の間となります。)

は出来ないのか。 (答) そのようなことはありません。野菜価格安定対策事業の利用者が、令和3年1月から収入保険と 野菜価格安定対策事業を同時利用した場合、令和4年1月もしくは、令和5年1月からの収入保険の

(問11) 同時利用後に収入保険へ移行することを約束しなければ、同時利用を申込むこと

野菜価格安定対策事業を同時利用した場合、令和4年1月もしくは、令和5年1月からの収入保険の加入申請期限(令和3年11月もしくは、令和4年11月末(注))までの間に、改めて収入保険に移行するか否かを判断していただくことになります。

(注)令和4年1月から同時利用した場合は、令和4年11月もしくは、令和5年11月末までに判断していただくこととなります。

- (問13) 野菜価格安定対策事業の補給金の金額を、登録出荷団体等から農業共済組合等にデータ提供しなければならないのか。
- (答) そのような対応は必要ありません。収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用している収入保険加入者については、NOSAI全国連及び業務委託先(農業共済組合等)において、加入者の申告に基づき、青色申告決算書等の税務申告書類を用いて野菜価格安定対策事業の補給金の金額を確認することとしています。
- (問14) 収入保険の保険期間中に、野菜価格安定対策事業の補給金を受け取った場合、収入保険の補 填金の計算上、その金額を控除するというが、具体的にどのように計算するのか。
- (答)収入保険の保険期間中の農業収入金額の計算上、野菜の販売金額だけでなく、当該保険期間に受領した野菜価格安定対策事業の補給金を加算することで、双方の補填の重複を排除することとしています。 なお、令和3年の農業経営収入保険事業実施要領の一部改正により、野菜価格安定対策事業の補給金に 生産者負担分が含まれる場合は、生産者負担分に相当する額を差し引いて農業収入金額に加算するよう見直されました。
- (問24) 野菜価格安定対策事業の各事業の内訳を記載した明細書を配布する必要があるとのことだが、 なぜなのか。

(答)

- 1~3 (略)
- 4 令和3年の農業経営収入保険事業実施要領の一部改正により、野菜価格安定対策事業の補給金の内、生産者負担分に相当する額を差し引いて保険金額を算定するよう見直されたため、生産者負担分を含めて補給金を交付している場合、原則、同時利用者に対しては、補給金の通知文書に自己負担分を明記する、又は、上記の通知文書に生産者負担分の額を示す資料を添付する等の対応が必要になります。なお、野菜価格安定制度の運用方法等によりやむを得ない場合は、生産者負担分の額の代わりに生産者の負担割合を示すことも可能とします。

(問22) 委託生産者は、指定野菜事業等を利用しない期間の申告の書面にある 「事業を利用しない期間」について、どのような期間を記載すればよいか。

(答)

- 1 「事業を利用しない期間」とは、基本的には、指定野菜事業等の対象出荷期間のうちで、収入保険の保険期間と重複している期間となりますが、同時利用を防止しつつ、JA等の現場において、「事業を利用しない期間」の管理を巡り混乱が生じないようにする観点から、申告書に記載する「事業を利用しない期間」は、収入保険の保険期間として差し支えありません。又は適正な管理が行える場合は、JA等の判断で期間を定めない(再び利用の申告があるまで無期限で利用を停止)ことも可能です。
- 例1「事業を利用しない期間は収入保険の保険期間(年月日~年月日)とする」
- 例2「事業を利用しない期間は収入保険開始日(年月日)から自動継続とする。再度利用を希望する場合は、利用の申告を行うこととする。」
- 2 なお、JA等は、委託生産者から「事業を利用しない期間」の申告を受けた場合には、当該期間の出 荷数量を価格差補給交付金等の交付の対象としない数量として確実に除外する必要があります。

(指定野菜事業等実施通知の記の2の(2)のイ)

【(2)交付予約数量の減少・解約について】

- 登録生産者又は委託生産者において、収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合(同時利用しない場合)、交付予約数量の減少又は交付予約の解約を申込むことができます。
- 申込期限は、複数月の業務区分にあっては、交付予約数量の減少等をしようとする年の 対象出荷期間が開始される月の前月の 10 日まで、単月の業務区分にあっては、その対 象出荷期間の全期間が含まれる複数月の業務区分の対象出荷期間が開始する月の前月の 10 日までで、当該申込期限までに実施細則に定める様式の申込書により行います。

【注意点】

- ・交付予約数量の減少を行う場合:必ず当初の交付予約が締結された交付予約数量に基づく負担金 を納入期限までに納付してください。交付予約数量の減少に伴う返戻の手続きは、この当初の交付予約数量に基づく負担金の納入後となります。
- ・交付予約の解約が承諾された場合:当初の交付予約が締結された交付予約数量に基づく納入 通知書の効力が失われることから、当該交付予約に係る負担金を納入する必要はありません。

(登録出荷団体等の皆様へ)

交付予約の申込み前に、収入保険への移行に伴う交付予約数量の減少及び交付予約の解約が生じることが判明した場合は、速やかに機構までご連絡ください。

(道府県法人の皆様へ)

9月中に、機構から道府県法人に対して暫定版の資金造成計画表(簡易版)を送付します。交付予約数量の減少等が生じた場合は、これを反映した確定版を送付します。なお、交付予約数量の減少等を反映する前の納付金で納付した場合、剰余金が生じ、指定助成業務資金から指定特別業務資金に繰入れされ、返戻ができないことに十分ご注意ください。

9

【基本計画及び法律関係】

- 〇食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)
- ② 総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方の検討等

ト対策の在り方について検討し、令和4年を目途に必要な措置を講ずる。

ア 総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方の検討
<u>収入保険については、</u>「農業保険法」(昭和22年法律第185号)において<u>施行後4年を目</u>
<u>途に制度の在り方等を検討する旨規定されている</u>ことを踏まえ、関連施策全体の検証を行う「災害等のリスクに強い農業プロジェクト」を設置し、米・畑作物の収入減少影響緩和 交付金や、野菜価格安定制度など、農業保険以外の制度も含め、収入減少を補塡する関連 施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネッ

〇農業保険法 (昭和二十二年法律第百八十五号)

附則

(検討)

第十四条 政府は、この法律の<u>施行後四年を目途として</u>、新法の施行状況その他の事情を 勘案し、<u>農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討</u>を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〇農業災害補償法の一部を改正する法律に係る附帯決議

六 法施行後の見直しに当たっては、農業経営収入保険事業、収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)等の<u>収入減少を補填する機能を有する同趣旨の制度など関連政策全体</u> の検証を行い、総合的かつ効果的な農業経営安定対策の在り方について検討し、その 結果に基づき必要な措置を講ずること。